

## 「米国及び EU における内分泌かく乱物質の規制動向」-1 月分

2020/1 JFE テクノリサーチ

### 1. 1月の情報

#### 1-1. 米国における内分泌かく乱物質の規制動向

##### 1-1-1. PFAS 行動法は下院を通過し、上院の検討に付される

米国下院は、新しいパー及びポリフルオロアルキル物質(PFAS)の市場投入に関する5年間のモトリアムを含む、新規および既存のPFASに制限を課すことを目的とした包括的な法律を可決した。

PFAS 行動法(HR 535)は、1年前に提出され、これらの一群の物質(PFASs)に対する懸念が高まる中で時間をかけて下院を通過し、1月10日に247-159の単純過半数で可決された。

HR 535は、論争的となっているPFASsに対処する11の他の法案からのテキストを組み込んでいる。その多数の条項には、EPAが以下を実施する要求が含まれる:

- ・PFASの新しい化学物質の通知に対応して5年間、「不合理なリスク呈示」の発見と使用禁止を要求するために、TSCAのセクション5を改正する;
- ・TSCAのセクション8の下に、製造業者に関連データの提出を要求するルールを作成する;
- ・PFAS含有消火泡の使用を最小限に抑えるためガイダンスを発行する;そして
- ・ポット、鍋や調理器具にプログラムのシールでPFASを含まないことを示すラベルを付けることを要求するために、その安全な選択基準を改訂する。

そして、下院は、以下を含む、法案の多くの改正を承認するために投票した:

- ・PFASが含有していないことを示す任意ラベルの対象製品のリストに連邦食品医薬品化粧品法セクション409の下で要件の対象とならない汚れ/水/グリース耐性コーティングを追加すること;
- ・EPAに対し、それらの危険性を国民に知らせる国家リスク・コミュニケーション戦略の策定を要求すること;
- ・それらの物質を含まないカーペット、敷物、衣類や装飾家具まで含めた安全な選択を拡大すること;
- ・EPAがPFASアクションプランが完了したことを証明するまで、措置の条項の履行を中止すること。

改正案では、また、包括的、環境対応、補償及び責任法(Cercla、またはスーパーファンド法)に基づいてPFASを有害物質として指定するようにEPAに指示した、法案の中で最も論争の多かった条項の1つを削除した。

いずれにせよ、法案を支持する議員は、米国における広範なPFAS汚染の観点から、その重要性を強調してきている。例えば、下院エネルギー・商業委員長 Frank Pallone (民主党-ニュージャージー州) は、フロアでの発言で「今こそ議会が行動を起こして、我々の環境と身体へのPFAS汚染の流れを止めるために利用可能なすべてのツールを使用する時である」と述べた。

そして、彼に下院議員 Paul Tonko (民主党-ニューヨーク州) が加わり、議員が全国でPFAS汚染のトリミングに関する解決策を提供できるように、上院に「この法律を緊急かつ慎重に検討する」よう激励した。ジャーナリストとの1月9日の電話で、Dan Kildee (民主党-ミシガン州) は、法案の支持者は「上院がテーブルにもたすかもしれない利益に開かれている」と付け加えた。

採決に先立ち、ホワイトハウスは、政権が法案に「強く反対する」との声明を発表した。法律が大統領に提示された場合、1月7日の行政政策声明が述べているように、大統領の上級アドバイザーは大統領にそれを拒否するように勧めるだろう。

政策声明によると、法律は、利用可能な情報の重みを使用して環境内の化学物質を規制するEPAの既存の要件に取って代わるだろう。このプロセスを回避することは、「相当な訴訟リスクを生み出し、問題のある不合理なルール作成のタイムラインと判例を設定し、連邦、州、地方自治体、公共部門と民間部門の両方でのその他の主要な利害関係者に対して、実質的で不当なコストを課すだろう」と、記している。「規制プロセスは、EPAやその他の機関が、最良の利用可能な科学とすべての関連事実を慎重に検討した上で、自由に規制を考案する場合、最良である。ルール作りのプロセスを切り捨てることによって、この法律はEPAの決定に対する国民の信頼を損なうリスクがある」と付け加えた。

政策文書は、PFASに関する国民の懸念と、この問題に対応する政権のコミットメントを強調している。それは、また、EPAがPFASの行動計画を通じて「米国民の健康を守るために必要な適切な行動を評価し決定するために、法令に義務付けられた規制プロセスに従う」ために取り組んでいる努力も指摘している。

政権の拒否権の脅威は、PFASs が行政府によって問題として提起された初めてのものではない。昨年 7 月、トランプ大統領は同様の政策声明の中で国防費法案の中の PFAS 条項に対する懸念を強調した。それらの中で、軍事消火活動でフッ素化泡を段階的に廃止するための NDAA が提案したタイムラインが短すぎたことが挙げられていた。

その法案は 12 月に法律になったが、PFAS に関する条項のいくつかは最終投票の前に取り除かれた。PFAS 行動法には、防衛法案から削除された多くの条項が含まれている。

法律は、共和党が支配する上院とトランプ大統領の最近の拒否権の約束を踏まえると、成立に向けては苦しい戦いに直面している。具体的には、法案が米国上院で失速し、停滞した上、原案通りにはならない可能性が非常に高いため、投票することさえできないかもしれない。上院で承認された場合でも、ドナルドトランプ大統領は法律を拒否することを誓約しているのである。

### ステークホルダーの反応

法案の通過は、利害関係者からの相反する反応に直面している。

一方で、環境保護の支持者は、次に何が起こるかに関係なく、法律の最初の通過を歴史的であるとして、規制当局に明確なメッセージを送るものとして歓迎した。

「EPA がその仕事をしないなら、その仕事をするのは議会次第だ」と the Environmental Working Group は声明の中で述べた。

そして、Toxic-Free Future の Laurie Valeriano は、「PFAS 危機に対処するための行動は、政府のあらゆるレベルで起こる必要がある」として、進展に「喜んでいる」と語った。

しかし、米国化学工業協会 (ACC) は、法律は「多種多様な PFAS 化学物質を規制するために画一的なアプローチ、「科学的に正確でも適切でもない」とそれが主張するアプローチ、を適用している」ため、法律に反対すると述べている。ACC は、また、法案が交渉中に国防法案から削減された多数の条項をリサイクルしようとしていることが重要だと考えていた:「HR 535 は、超党派の NDAA プロセス中に否決された条項を再パッケージ化しようとしているもので、上院と大統領が法律として制定するつもりはないものである」。

ACC は、全米商工会議所らとともに、1 月 8 日、下院議員に、Coalition Letter on H.R. 535, the "PFAS Action Act"を送付し、本法案に反対する立場を明確にしつつ、立法過程に協力していくとしている。

法案は、上院環境公共事業委員会(EPW)で検討するため照会されている。

法案 H.R. 535; <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/535/text>

修正法案 H.R. 535; <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/535/amendments?searchResultViewType=expanded&KWICView=false>

EWG のニュースリリース; <https://www.ewg.org/release/ewg-applauds-historic-bipartisan-pfas-vote>

TFF のニュースリリース; <https://saferchemicals.org/2020/01/10/house-passes-pfas-action-act/>

ACC の法案に対する見解; <https://www.prnewswire.com/news-releases/american-chemistry-council-on-epas-pfas-action-plan-300795963.html>

Coalition Letter on H.R. 535; <https://www.uschamber.com/letters-congress/coalition-letter-hr-535-the-pfas-action-act>

PALLONE FLOOR STATEMENT ON H.R. 535;

<https://energycommerce.house.gov/newsroom/press-releases/pallone-floor-statement-on-hr-535-the-pfas-action-act>

PALLONE, TONKO PRAISE HOUSE PASSAGE OF PFAS ACTION ACT;

<https://energycommerce.house.gov/newsroom/press-releases/pallone-tonko-praise-house-passage-of-pfas-action-act>

Oscoda Press の署名入りニュース記事;

[http://www.iosconews.com/oscoda\\_press/news/article\\_e2273a9c-3c60-11ea-a1dd-03fbb0609550.html#tncms-source=article-nav-prev](http://www.iosconews.com/oscoda_press/news/article_e2273a9c-3c60-11ea-a1dd-03fbb0609550.html#tncms-source=article-nav-prev)

Thompson Hine LLP の発行する「LEXOLOGY」;

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?q=38c64409-3fbb-458f-9528-1e8ae34e71fd>

## 1-1-2. カリフォルニア州の清掃用品の材料公開義務が 1 月から施行、1 年後の表示義務については内分泌かく乱物質も対象

2017 年 10 月に成立したカリフォルニア州法「清掃用品知る権利法 (Cleaning Product Right to Know Act of 2017: SB 258)」の一部が、2020 年 1 月 1 日より施行された。カリフォルニア州内で販売される清掃用品 (家庭や組織で清掃目的で使われる製品: 洗剤の他、空気清浄用品、洗車用品、フローリング用品も含む<sup>1)</sup>) の製造業者は、2020 年 1 月 1 日以降に製造される製品について、自社ウェブサイト等を通してオンラインで以下の情報を指定されたフォーマットで公開する必要がある。

- 製品に「意図的に添加された物質 (intentionally added ingredient)」の一覧
- 製品内に 0.01% 以上の濃度で存在する「非機能成分 (Nonfunctional constituent)」の一覧
- 製品内に 0.01% 以上の濃度で存在するアレルギーを引き起こす芳香剤 (EU 化粧品規則 [1223/2009] の付属書 III に掲載のものなど)
- 一覧に掲載されている全ての化学物質の CAS 番号
- 意図的に添加された各成分が果たす機能的な目的
- 各製品の安全データシート (SDS) へのハイパーリンク

なお、上記の「非機能成分」は同州法内で指定されているもの<sup>2)</sup>のみを指す。また、「意図的に添加された物質」については、カリフォルニア州法プロポジション 65 (Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 [安全飲料水及び有害物質施行法]) に掲載されている場合にはその旨を記載することも義務付けられる (ただし、この義務は 2023 年 1 月 1 日より施行)。

さらに、翌 2021 年 1 月 1 日以降に製造される製品については、製品ラベルに以下の情報を表示する必要がある (ただし、連邦殺虫剤殺菌剤殺菌剤法 [FIFRA] 規制下にある製品は対象外)。

- 製品に「意図的に添加された」物質の内、同州法で指定された化学品リスト (指定リスト) に掲載されているものの一覧
- EU 化粧品規則 (1223/2009) の付属書 III に掲載されている、アレルギーを引き起こす芳香剤の一覧
- 製造業者のフリーダイヤル番号とウェブサイトのアドレス (上記のオンラインでの材料物質公開ページに容易に繋がるもの)

製品ラベルで公開すべき物質の定義に使われている指定リストは、同州法内の 108952 条 (g) 項に 20 件以上が指定されており、カリフォルニア州政府、米国の他州や連邦政府、または国際機関が発表している、毒性物質、発がん性物質、高懸念物質 (substance of very high concern: SVHC) 等のリストを指す。この中には、内分泌かく乱作用に基づく以下のリストも掲載されている。

- 欧州連合 (EU) の SVHC 候補リスト掲載物質の内、内分泌かく乱作用を掲載理由とするもの<sup>3)</sup>

<sup>1)</sup> 例外となる物質の例として、以下が挙げられている。

(1) 歯磨き粉、シャンプー、ハンドソープなどのパーソナルケアアイテムを含む食品、医薬品、化粧品。

(2) 以下の目的のためだけに特別に製造され使用される工業製品:

(A) 石油天然ガスの生産 (B) 鉄鋼生産 (C) 重工業製造 (D) 工業用水処理 (E) 産業用繊維製品のメンテナンスと加工 (業務用洗濯は対照) (F) 食品および飲料の加工と包装 (G) その他の工業製造プロセス。

<sup>2)</sup> 意図的な添加物の一部や製造過程で発生する物質で、当該製品に対して機能的役割を持たない物質で、同州法 108952 条 (m) 項に指定された 34 物質。

<sup>3)</sup> 掲載根拠は以下の通り (欧州議会・理事会規則 1907/2006 [REACH 規則] Article 57 (f))。

substances — such as those having endocrine disrupting properties or those having persistent,

なお、2021年施行のラベル表示義務については、指定リスト掲載の物質のみ表示する選択肢の他、オンライン公開と同様に全ての物質を表示する選択肢も用意されている。この場合、着色料と芳香剤については物質名でなく「colorants」や「fragrances」と表記するだけで良い。ただし、こうした芳香剤がEU化粧品規則(1223/2009)の付属書IIIに掲載されている場合には、「アレルギーを引き起こす芳香剤を含む」とラベルに表記する必要がある。

カリフォルニア州で清掃用品を販売する製造業者がとるべき対応としては、同州法を改めて詳細に分析し、2020年始までに疑問点を解決しておくことを勧める、とワシントンDCの法律事務所 Bergeson & Campbell は警告している。同州法の内容は比較的明快であるが、対象製品であるか否かや、ラベル表示が義務付けられた物質を含むか否かの判断は様々な解釈ができるためと、同事務所は説明した。

#### 〔背景〕

カリフォルニア州法(SB 258)の基となった法案は、同州議会のリカルド・ララ上院議員(Ricardo Lara: 民主党)が提出したもの。同議員の下、環境団体 Natural Resources Defense Council (NRDC)、Environmental Working Group (EWG)、Breast Cancer Prevention Partner、Women's Voices for the Earthらが支持し、清掃用品の製造業者からも(数か月におよぶ交渉の末)支持を得て2017年の成立に至った。米国においては、清掃用品の材料公開を義務付ける規制は、ほぼ同時期に成立したニューヨーク州の家庭用クレンジング製品情報開示プログラムと合わせて初めてである<sup>4</sup>(ただし、ニューヨーク州のプログラムは、商業組織からの訴訟により、2019年8月に無効の裁定が下されている)。こうした規制が成立できたのも、消費者の声に押されて多くの製造業者が既に自主的に材料を公開し始めていることも背景にあったと、上記環境団体らは分析する<sup>5</sup>。

カリフォルニア州法(SB 258)原文(カリフォルニア州議会ウェブサイト):

[https://leginfo.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=201720180SB258](https://leginfo.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201720180SB258)

## 1-2. 米国における内分泌かく乱物質の安全性動向

### 1-2-1. 米国食品チェーン Taco Bell は、PFAS、フタル酸エステル類とBPAを段階的に廃止する

米国レストランチェーン、Taco Bell は、2025年までに「消費者向け」包装から、パーおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)、フタル酸エステル類、ビスフェノール A(BPA)を段階的に取り除くことを約束した。1月9日に発表されたグローバルな取り組みは、その時までにはそのようなパッケージングがすべてリサイクル可能、堆肥化可能、または再利用可能であることを保証するという同社のより広範な誓約の一部である。そして、それはこれらの物質に関する米国の州レベルおよび連邦レベルの様々なアクションから生じたものである。

一部のPFASは、グリースと耐水性のための食品包装で使用されている。フタル酸エステルは、プラスチック包装を含むプラスチックの柔軟性を高めるために使用される。そしてBPAは、劣化を止めるために一部の食品包装において保護層として使用される。

米国第4位の食品店である同社は、大規模な顧客基盤を持ち、週に4,000万人の顧客にサービスを提供しており、そのほとんどが「持続可能性に配慮する」ため、「公衆衛生を改善する」責任があるとして

---

bioaccumulative and toxic properties or very persistent and very bioaccumulative properties, which do not fulfil the criteria of points (d) or (e) — for which there is scientific evidence of probable serious effects to human health or the environment which give rise to an equivalent level of concern to those of other substances listed in points (a) to (e) and which are identified on a case-by-case basis in accordance with the procedure set out in Article 59.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02006R1907-20140410>

<sup>4</sup> カリフォルニア州とニューヨーク州での動きについて報じた Bergeson & Campbell, P.C. の分析記事(2017年10月20日付): <http://www.lawbc.com/regulatory-developments/entry/california-and-new-york-require-manufacturers-to-disclose-ingredients-in-cl>

<sup>5</sup> <https://d124kohvtz1951.cloudfront.net/wp-content/uploads/2017/09/13010803/FINAL-Cosponsors-Press-Release-SB-258-Passage-BCPP.pdf>; <http://business.edf.org/blog/2017/10/26/why-businesses-and-state-governments-arent-waiting-for-federal-action-on-chemicals-transparency>



いる。したがって、同社はそうした包装からこれらの化学物質を除去することを決めた。しかし、同社は、それをどのように行うか、どのような代替手段が使用されるかは明言しなかった。

コミットメントは、毎年恒例の「レポートカード」のリリースをフォローし、主要小売チェーンの化学物質安全ポリシーを採点している。NGO Safer Chemicals, Healthy Families' campaign Mind the Store によって昨年 11 月に公開され、レストラン業界は過去 2 年間、他のすべてのカテゴリーに後に続いている。Taco Bell と KFC、Pizza Hut を所有する Yum! Brands は、F グレードを受け、146.5 ポイントのうち全くポイントを獲得できなかった(ゼロポイント)。

レポートカードは、ブランドが「食品接触材料に含まれる可能性のある有毒な間接食品添加物をカバーする、とりわけ、少なくともビスフェノール、PFAS およびフタル酸エステル類をカバーする公的な書面に基づく、より安全な化学物質政策を開発することによって」、化学物質管理を進歩させる可能性がある」と書いている。

この Taco Bell のコミットメントに対して、Mind the Store キャンペーン・ディレクター Mike Schade は、それは、食品包装中の物質から離れて成長する市場の動きを示していると述べた。

しかし、彼は、5 年間の目標は「顧客がこれらの不必要な有毒化学物質に暴露され続けるには長すぎる」と述べ、同社が、BPA のフェーズアウトからすべてのビスフェノールに拡大するだけでなく、「より積極的な公共の時間枠」を設定するよう求めた。

「他の主要なファーストフードチェーンは、食品包装から有毒な化学物質を追い出すためにそれらに参加する必要がある。そして、Yum! Brands を構成する他の KFC、Pizza Hut も行動しなければならない」と彼は付け加えた。ただし、Yum! Brands は、KFC と Pizza Hut が同じコミットメントを行うかどうかについては明らかにしていない。

BPA に関して、米国食品医薬品局 (FDA) は、食品中の現在のレベルで BPA が安全であると考えている。「FDA の科学的証拠の継続的な安全性レビューに基づいて、食品容器や包装中での現在承認されている使用に対する BPA の安全性は利用可能な情報により継続的に支持されている」と、説明している。

欧州では、食品と接触することが意図されるニスやコーティング中で使用される BPA に対して、食品 1kg 当たり 0.05mg の移行限度が設定されている。

フタル酸エステル類に関して、米国 FDA は、食品接触アプリケーション中での 30 のオルソ-フタル酸エステル類の継続的な使用をめぐって、NGO の連合と業界団体、各々によって提出された決闘請願を引き続き評価している。これらのうち 26 はもはや使用されていないようだが、他の 4 つ DCHP、DEHP、DINP、DIDP の安全性は、現在も不一致が続いている。一方、EU では、欧州食品安全機関(Efsa)が 12 月にフタル酸エステル類 DBP、BBP、DEHP、DINP に対してグループの 1 日許容摂取量(TDI)を設定した。

PR Newswire の CISION に Taco Bell が提供したニュース;

<https://www.prnewswire.com/news-releases/taco-bell-rings-in-2020-with-bold-new-commitments-300984010.html>

NGO:Safer Chemicals, Healthy Families のメディアリリース;

<https://saferchemicals.org/2020/01/10/taco-bell-to-phase-out-toxic-chemicals-in-food-packaging/>

Taco Bell の取組を報じる Food Packaging Forum のニュース;

<https://www.foodpackagingforum.org/news/taco-bell-to-remove-chemicals-from-packaging>

レストラン業界紙 Restran Dive の Brief;

<https://www.restaurantdive.com/news/taco-bell-wants-compostable-recyclable-packaging-by-2025/570298/>

### 1-3. EU における内分泌かく乱物質の規制動向

#### 1-3-1. 感熱紙中の BPA の制限が EU で発効する

感熱紙中でのビスフェノール A(BPA)の使用に対する EU 全体での禁止が発効した。

1 月 2 日現在、BPA は 0.02 重量%以上の濃度で感熱紙中で市場で合法的に使用することはできない。2016 年 12 月、欧州委員会は、耐熱性によってレシートで使用される BPA を REACH 附属書 XVII(制

限物質リスト)に追加する規制を公表した。

この物質は、その生殖毒性のために、2017年にSVHCsのREACH候補リストに最初に追加され、後に人間の健康と環境に対する内分泌かく乱作用が追加された。

昨年10月、Echaは、委員会がREACH附属書XIV(認可リスト)上にBPAを含めることを勧めた。EU域外では、昨年4月、スイスが感熱紙でのBPAとビスフェノールS(BPS)の両方を使用禁止した(本月報2019年6月分参照)。BPSは、同様の特性を持っているという懸念にもかかわらず、BPAの代替としてヨーロッパ全土の製紙メーカーによってますます使用されてきている。

欧州委員会規制 COMMISSION REGULATION (EU) 2016/2235; <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R2235&from=EN>

#### 1-4. EUにおける内分泌かく乱物質の安全性動向

##### 1-4-1. 撥水性がPFASと同じくらい良好な非フッ素化製品が存在することを、研究は示す

スウェーデンと英国の研究者による繊維の研究によると、非フッ素化、生分解性物質に基づく撥液剤は、多くの場合、ポリフッ素物質(PFAS)と同じくらい良好であるが、ブランドはそれらを使用することに消極的である。

繊維業界は、広範な液体を撥く化学物質に対して、耐久性のある撥水剤(DWR)という用語を使用する。リーズ大学のRichard Blackburn率いる研究者は、偽の血液(血のり)、赤ワイン、オレンジジュースを含む、広範な液体に対して新しい非フッ素DWRをテストした。その結果、最良のものはフッ素化ポリマーにマッチする撥水性を持ち、屋外衣類に適している、ことを見付けた。

しかし、現在の非フッ素DWRは、医療用繊維やオリーブオイルのような表面張力の低い汚れに対して十分な撥液性を提供していない、と彼らはJournal of Cleaner Protectionで報告している。現在、短鎖フッ素ポリマーのみがこのような液体に対して効果的な保護を提供することが示されている。

「非フッ素化代替品は優れた雨からの保護を提供し、汚れ保護の欠如はPFAを段階的に廃止する長期的な生態学的利益とバランスを取るべきである」と彼らは結論付ける。

#### 必須な使用

一部の研究者は、以下の3つのカテゴリーを持つ、PFASの使用が不可欠であるかどうかを決定するための基準を提案している、Global PFAS Science Panelの一部である。

- ・非必須;
- ・置換可能;および
- ・必須

例えば、繊維製品の撥液性は、ジーンズのオプションの「素敵な」特性から職業保護服の必須な保護までにわたることがある、と彼らは示唆する。このアプローチが、メーカー、小売業者、エンドユーザーにPFAの段階的な廃止と置き換えを検討するよう促すことが期待される。

職業防護服市場のような繊維製品でのPFASのほんの一部のケースだけが、必須なカテゴリーに分類されると、彼らは言う。このような場合、非フッ素化代替品を提供するためには「革新的なソリューション」が必要である。非フッ素DWRに関連するハザードはまだ完全には理解されていないが、

Environmental Science: Processes and Impactsでの文献によると、生分解性代替品の開発は重要なステップである。

「一般的に、非フッ素化代替品は、それらが置き換えるPFASよりも人間の健康と環境により多く害を及ぼすとは考えられない」と、ストックホルム大学のIan Cousinsが率いる研究者は書いている。

PFASの化学的代替品を検討する際は、焦点は製品が提供すべきサービスに当てられるべきだと彼らは言う。新しいDWRは、置き換えられるPFASと直接比較されるのではなく、パフォーマンスに対して評価される必要がある。

非フッ素系DWRに関する論文(オープンアクセス): S.Schellenberger et al., Journal of Cleaner Production, Volume 217, 20 April 2019, Pages 134-143;  
<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0959652619301799>

必須な使用に関する論文(オープンアクセス): I. Cousins et al., Environ. Sci.: Processes Impacts,

## 1-5. 国際機関における内分泌かく乱物質の規制動向

### 1-5-1. ZDHC は「ほとんどの」標的とされる化学品グループがもはや意図的に使用されなくなったと報告する

2011年に開始された「有害化学物質ゼロ排出(ZDHC)」プログラムは、30の署名ブランド、101のバリューチェーン関連会社、19のアソシエイトすべての組織が繊維、アパレル、皮革、履物業界一からなる。

その最初のインパクト報告書で、アパレル・テキスタイル部門のZDHCグループは、依然として課題となっているグループだけでなく、特定の化学品グループの排除に向けて、その進展を確認している。

プログラムは、アパレルブランドは11グループの懸念化学物質を段階的に廃止するよう推進した、グリーンピースのデトックスキャンペーンに対応して開始された。

ZDHCの報告書は、廃水の結果は、11の優先化学品グループのほとんどが「もはやZDHCコミュニティによって意図的に使用されていない」ことを示している、と記している。

しかし、それは、メンバーがまだ代替品を見出そうとしている課題が残る3つの化学品グループを強調している。これらはアルキルフェノールエトキシレート(APEOs)、フタル酸エステルおよび過フッ素化化学物質(PFCs)である。

「いくつかのメーカーがすでにそれらを段階的に廃止してきている一方、他は同等の効果的な代替品を考え出すことが特に難しいことを見出している」とレポートは述べている。

しかし、それは、「継続される努力とイノベーションで、この3つの残りの危険なグループは、すぐに置き換えられる可能性が高い」と、付け加えた。

## 達成

ZDHCは、繊維、皮革と履物を加工する施設で意図的な使用を禁止する化学物質を定めた、業界で調整した製造制限物質リスト(MRSL)を開発し、共同で実施することによって「マインドシフト」を生み出した、と述べている。

「2011年にZDHCが結成される前は、ブランドは通常、完成品に存在する可能性のある化学物質にしか対処しない制限物質リスト(RSL)を通じて製品の安全性を管理していた。

有害化学物質が最終商品中に一定の濃度を超えて存在しない限り、それらは製造プロセスで使用されることができることを意味したので、これは最良のアプローチではなかった、と付け加えた。

ZDHCは、また、セクターが「2020年までに有害化学物質の意図的な使用を段階的に廃止する方向に進む」ことを可能にするため、ロードマップとツールを開発することによって「土台」を築いてきた。

ゼロプログラムへのロードマップは、もともと有害化学物質の段階的廃止のマイルストーンとして2020年を設定した。「我々は2011年に始めたが、どれもまだ達成できていない。しかし、我々はブランドの増加、急速に成長するコミュニティ、そしてゼロ排出に向けて前進するという確固たるコミットメントを続けるつもりである」と、組織の事務局長 Frank Michel は言った。11種類の化学物質が唯一の懸念物質ではないため、MRSL はより多くの物質を持ち、情報が利用可能になるにつれてそれらを追加し続けるので、それは動く目標である、と彼は付け加えた。

報告書は、ZDHCの創設以来、回避または段階的に廃止された有害化学物質の量に関する具体的な数値を提供していない。

Michel氏は化学物質管理専門誌 Chemical Watch に対し、2011年以降のセクターの急速な成長と、その間のトレーサビリティの欠如のために、そのような数値を得ることは困難である、と語った。

さらに、化学品サプライヤーは、繊維セクターに提供する化学物質に関する情報をZDHCへの報告ツールにアップロードし始めたばかりである。

「化学産業は現在順調に進んでおり、製品をアップロードする Chemical Gateway のような我々向けのツールを提供している。そして、これによりZDHCコミュニティが化学物質を入力するためのより良いデータを記録する能力が実際に開始する」と、報告書は記述する。

Greenpeace Germany の消費と毒物に関する運動家、Viola Wohlgemuth は、ZDHC の 2020 年の目標は当初、緊急性と野心のレベルを形作るために設定されていたが、タイムラインを切り捨てる「達成または失敗」ではない、と Chemical Watch に語った。

「Detox のコミットされたブランドは、『土台』を築いただけでなく、重要な進歩につながった行動がとられてきている」と、彼女は言った。

ZDHC のインパクト報告書ト;

<https://www.roadmaptozero.com/impact-report#Our-Impact>

注; ZDHC とは、The Zero Discharge of Hazardous Chemicals Programme であり、グローバルな 50 を超える署名ブランド、バリューチェーンの関連会社、およびアソシエイトのコラボレーションにより、繊維(Textile)および履物(footwear)バリューチェーン全体の有害化学物質の排除に取り組んでいる。その使命は、環境と人々の幸福を改善するために、繊維と履物のバリューチェーンにおける有害化学物質のゼロ排出に向かって前進することである。ビジョンは、消費者、労働者、環境を保護するために、繊維産業と履物産業における持続可能な化学とベストプラクティスの広範に実践することである。

<https://www.roadmaptozero.com/about>



## 1-6. 頻出略語一覧

### 1-6-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会(前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

### 1-6-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体
Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
DG SANCO	Health & Consumer Protection Directorate-Genera	健康消費者保護総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会委員会
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCENIHR	Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks	新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会	EU
SCHER	Scientific Committee on Health and Environmental Risks	保健環境リスク科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

### 1-6-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関